

令和8年5月市議会臨時会提出議案

八 尾 市

議案第35号

八尾市市税条例の一部改正専決処分承認の件

八尾市市税条例（平成12年八尾市条例第39号）の一部改正については、特に緊急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行ったので、同条第3項により市議会の承認を求める。

令和8年5月20日提出

八尾市長 山 本 桂 右

専決第2号

八尾市市税条例の一部改正専決処分の件

八尾市市税条例（平成12年八尾市条例第39号）の一部改正については、特に緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行うものとする。

令和8年4月1日専決

八尾市長 山 本 桂 右

八尾市条例第10号

八尾市市税条例の一部を改正する条例

八尾市市税条例（平成12年八尾市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第9条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第10条中「、第88条の5第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第88条の5第1項の申告書、」を削る。

第17条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「（いう。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第86条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第86条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第86条の2第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第86条の2第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第88条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第88条の2から第88条の7までを削る。

第89条（見出しを含む。）、第90条の見出し並びに同条第1項及び第2項並びに第91条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第92条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「二輪」を「2輪」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項中「二輪」を「2輪」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第3項中「二輪」を「2輪」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第93条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第94条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第95条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第96条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「第463条の25第1項」を「第458条第1項」に改める。

第97条第2項中「第86条第3項ただし書」を「第86条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第9条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第9条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第9条の3の2第1項」を「附則第9条の3第1項」に改め、同条を附則第9条の3とする。

附則第10条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第9条の3の2第1項」を削る。

附則第12条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「2分の1」を「3分の1」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「2分の1」を「3分の1」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「2分の1」を「3分の1」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項及び第8項を削り、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「12分の7」を「2分の1」に改め、同項を同条第6項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第15項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第16項中「附則第15条第36項」を

「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第17項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第18項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第19項を同条第13項とし、同条第20項を同条第14項とする。

附則第13条第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び同条第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するか
の別

附則第37条中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附則第38条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条

第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第38条の2の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第38条の2の4から附則第38条の7までを削る。

附則第39条の2第3項第2号、附則第40条第3項第2号及び附則第41条第3項第2号中「、附則第9条の3第1項及び附則第9条の3の2第1項」を「及び附則第9条の3第1項」に改める。

附則第42条中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第44条第5項第2号、附則第45条第2項第2号、附則第46条第2項第2号中「、附則第9条の3第1項及び附則第9条の3の2第1項」を「及び附則第9条の3第1項」に改める。

附則第46条の2第2項第2号及び同条第5項第2号並びに附則第46条の3第2項第2号及び同条第5項第2号中「、第9条の3第1項及び第9条の3の2第1項」を「及び第9条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の八尾市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（八尾市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 八尾市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年八尾市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

議案第36号

損害賠償に関する和解専決処分承認の件

損害賠償に関する和解については、特に緊急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行ったので、同条第3項により市議会の承認を求める。

令和8年5月20日提出

八尾市長 山 本 桂 右

専決第3号

損害賠償に関する和解専決処分の件

損害賠償に関する和解については、特に緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行うものとする。

令和8年4月28日専決

八尾市長 山本 桂 右

記

1 和解の相手方

2 和解の要旨

- (1) 本市は、相手方に対し、本件事故に係る物的損害賠償として、金528,000円を支払う。
- (2) 今後本件事故に関しては、双方共裁判上又は裁判外において一切異議及び請求の申立てをしないことを誓約する。

3 事故の概要

令和8年1月12日午後1時40分頃、八尾市西山本町二丁目地内において、本市環境事業課職員が塵芥車を運転中、前方から対向車が走行してきたので一旦停車し、すれ違いのため塵芥車を道路の左側に寄せようと移動を始めたところ、対向車が塵芥車側に寄ってきたので、接触を避けようと咄嗟にハンドルを切ったことで、塵芥車が相手方宅の門扉に接触し、当該門扉が損傷したものである。

議案第37号

損害賠償に関する和解専決処分承認の件

損害賠償に関する和解については、特に緊急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行ったので、同条第3項により市議会の承認を求める。

令和8年5月20日提出

八尾市長 山 本 桂 右

専決第4号

損害賠償に関する和解専決処分の件

損害賠償に関する和解については、特に緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行うものとする。

令和8年4月29日専決

八尾市長 山本桂右

記

1 和解の相手方

2 和解の要旨

- (1) 本件事故に係る物的損害賠償として、本市の賠償額金75,775円と相手方の賠償額金1,052,064円を相殺し、相手方が本市に金976,289円を支払う。
- (2) 今後本件事故に関しては、双方共裁判上又は裁判外において一切異議及び請求の申立てをしないことを誓約する。

3 事故の概要

令和7年11月11日午後4時22分頃、八尾市太田新町四丁目地内の交差点において、本市環境事業課職員が運転する軽ダンプ車の側面に、一時停止の標識がある道路から進入してきた相手方の車両が衝突し、双方車両に損害が生じたものである。

議案第38号

八尾市職員の退職給付及び障害給付に関する条例の一部改正の件

八尾市職員の退職給付及び障害給付に関する条例（昭和32年八尾市条例第177号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和8年5月20日提出

八尾市長 山本桂右

理 由

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成20年政令第120号）の一部改正により普通恩給の最低保障額等が引き上げられたことから、これに準じて退職年金及び遺族年金の最低保障額等を改定するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市職員の退職給付及び障害給付に関する条例の一部を改正する条例

八尾市職員の退職給付及び障害給付に関する条例（昭和32年八尾市条例第177号）の一部を次のように改正する。

附則第20項を次のように改める。

（年金年額の改定）

20 職員又はその者の遺族に給する退職年金又は遺族年金については、令和8年4月分以降、その年額を、八尾市職員の退職給付及び障害給付に関する条例の一部を改正する条例（令和6年八尾市条例第30号）による改正後の八尾市職員の退職給付及び障害給付に関する条例附則第20項の規定により平成12年4月分以降に係る退職年金及び遺族年金の年額の計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ恩給法第65条第2項に規定する調整改定率を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）を退職又は死亡当時の給料年額とみなして算出して得た年額に改定する。

附則第24項中「令和7年4月分」を「令和8年4月分」に改め、同項の表中「1,185,900円」を「1,208,600円」に、「889,400円」を「906,400円」に、「829,200円」を「845,100円」に改める。

附則第26項第1号中「279,100円」を「284,400円」に改め、同項第2号中「159,400円」を「162,400円」に改め、同項第3号中「159,000円」を「162,000円」に改める。

附則別表を削る。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の八尾市職員の退職給付及び障害給付に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（職権改定）

2 改正後の条例の規定による退職年金及び遺族年金の年額の改定は、市長が

受給者の請求を待たずに行う。

(委任)

3 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

令和 8 年 5 月市議会臨時会提出議案

令和 8 年 5 月発行（R 8 - 39）

八尾市総務部政策法務課